

令和元年度商品テスト（苦情処理テスト）の概要

令和2年3月31日現在

区分	食料品	住居品	光熱水品	被服品		保健・衛生品	教養・娯楽品	車両・乗り物	土地・建物・設備	その他	計
				クリーニング	被服品						
総件数	0	4	0	4	0	1	2	2	0	0	13
(うち外部依頼件数)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(2)

(相談内容及びテスト結果の概要)

受付番号	受付年月日	相談内容	テスト項目	テスト結果
1	1. 6.12	婦人用ジャケット (シミの原因)	<ul style="list-style-type: none"> ・外観検査 ・顕微鏡観察 ・紫外光による蛍光検査 ・赤外分光分析 ・親水性検査 ・測色試験 ・蛍光 X 線元素分析 	相談品は、右前身頃の第3ボタンホール横に直径約3cmの変色部があり、生地裏側も変色していた。ポリエステル100%製品であるが、水性物質の付着でもシミになることが確認された。蛍光 X 線元素分析で鉄は検出されなかったことから、機械油やグリス、蒸気ドレン水が付着した可能性は低く、クリーニング工程で汚れが付着してシミになった可能性は低い。液状又はクリーム状の物質が付着し、その油分がポリエステル繊維内部に浸透した後に熱処理されたため固着し、シミ抜き処理で除去できなくなってしまったものと推定される。
	みよし市消費生活センター		(クリーニング・被服品)	
2	1. 7.19	自動車用ハンドルカバー (素材鑑定)	<ul style="list-style-type: none"> ・外観検査 ・顕微鏡観察 ・赤外分光分析 ・染色試験 ・蛍光 X 線元素分析 	相談品は、クロム革なめしされた天然皮革(本革)に薄いポリウレタン系フィルムを密着させた製品であった。3～4年間、車中のハンドルに取り付けた状態であったため、紫外線、水分、摩擦によって表面のポリウレタン系フィルムが経年劣化したのが剥離原因であったと推測される。
	知多市消費生活センター		(車両・乗り物)	
3	1. 7.18	マイクロSDカードおよびUSBカードリーダー (発熱による損傷原因)	<ul style="list-style-type: none"> ・外観検査 ・顕微鏡観察 ・赤外分光分析 ・X線透過試験 	USBカードリーダーからマイクロSDカードの画像データを読み出すことができなかったのは、その時点ですでにマイクロSDカード自体に何か不具合が発生していた可能性が考えられる。発熱とそれによる損傷はマイクロSDカードに起因することが顕微鏡観察で明らかになった。マイクロSDカードは、X線透過試験では不具合が見つからなかったが、微細な電子回路で何らかの不具合が発生した可能性が無いとはいえない。発熱はマイクロSDカード自体から発生していたが、何故発熱から熱による損傷まで進行したのか、原因を特定することはできなかった。
	岡崎市消費生活センター		(独)製品評価技術基盤機構中部支所から技術協力 (教養・娯楽品)	

4	1. 7.30 (危害)	自転車 (前輪が外れた原因)	<ul style="list-style-type: none"> ・外観検査 ・蛍光 X 線元素分析 ・車輪の縦振れ、横振れ試験 ・二次的な車輪保持具及び保持力試験 	相談品にはクイックリリースハブの固定方法に関する適切な説明書が添付されていなかったため、使用者がクイックリリースハブを不完全な状態で締付けて走行し、前輪が外れたものと推定される。また、前輪の固定が緩んだ際に前輪を保持する二次的な車輪保持具を備えていない製品であったことも事故に至った原因と考えられる。
	県消費生活総合センター		(独)製品評価技術基盤機構中部支所にて原因究明 (車両・乗り物)	
5	1. 8.13	金属ステイック (素材鑑定)	<ul style="list-style-type: none"> ・外観検査 ・顕微鏡観察 ・赤外分光分析 ・蛍光 X 線元素分析 	相談品は、顕微鏡観察結果、赤外分光分析結果、及び蛍光 X 線元素分析結果から、ケイ素を主成分とする金属シリコンの素材が使用されている可能性が高いと推測される。ただし、半導体材料に求められるケイ素がほぼ 100%の高純度金属シリコンの素材をこの相談品に使用しているかを特定することはできなかった。
	清洲市消費生活センター		(保健・衛生品)	
6	1. 9.13	箸 (変色の原因)	<ul style="list-style-type: none"> ・外観検査 ・顕微鏡観察 ・蛍光 X 線元素分析 	相談品は、変色部の顕微鏡観察結果から、孢子や菌糸は観察されず、変色原因はカビでは無かった。カビより小さい細菌類の球菌のようなものが 1,000 倍で観察されたが、竹に含まれるリグニンが変成して変色した可能性も考えられ、原因の断定はできなかった。相談品は塗り箸では無く、水分を含みやすく、細菌等の微生物が繁殖しやすい特徴を持っているため、変色しやすいと考えられた。
	豊田消費生活センター		(住居品)	
7	1. 9. 6	紳士用ズボン (しわの発生原因)	<ul style="list-style-type: none"> ・外観検査 ・顕微鏡観察 ・繊維鑑別試験 ・ズボンプレス後の生地表面の形状変化 	相談品の尻縫い目付近の黒い横筋のしわは、クリーニングのプレス処理で発生した可能性があるかと推測される。プレス前にズボン生地にしわがあったり、プレス時に両蹠の押さえムラがあると、スチーム蒸しの後、バキューム処理でよこ糸の白色ポリエステルフィラメント糸が吸引で引っ張られる。この時に、生地の表裏で色の差が発生する。たて糸に使用されたグレーの綿糸が生地表面に多く出る場合には、横方向に凹状の黒筋のしわが発生すると考えられる。
	豊田消費生活センター		(クリーニング・被服品)	
8	1. 11. 7 (危険)	エンジンチェーンソー (混合ガソリンの漏れ原因)	<ul style="list-style-type: none"> ・外観検査 ・燃料給油口、キャップの形状・寸法測定 ・光ファイバー内視鏡によるタンク内損傷観察 ・顕微鏡観察 ・素材鑑定 ・混合ガソリンの漏れ試験 	相談品に明らかな破損等の欠陥は認められなかった。漏れ試験の結果から、給油口ゴムパッキン付近から 30 分以上で、僅かではあるが液滴状の漏れが発生した。燃料漏れは、まず、給油口キャップが燃料タンク給油口に緩んだ状態で取り付けられている場合が原因、次に Oリングゴムパッキン自体の摩擦傷で混合ガソリンが浸み出し、給油口全体が均一に密着されていない場合などの原因に起因することが推測された。
	県消費生活総合センター		(住居品)	

9	1. 11.24	オイルヒーター (暖房性能試験)	<ul style="list-style-type: none"> ・外観検査 ・通電試験 (消費電力、電流) ・暖房性能試験 (放熱板の温度測定) 	相談品のオイルヒーターは、暖房性能に関する消費電力値の設定値と実測値はほぼ同じであった。室温に近い温度設定値ではオイルが加熱されにくいので暖まらないが、室温より 10℃ 高い設定値では、86～98℃の範囲で放熱板が熱くなった。相談品のオイルヒーターを暖かくするには、室温よりも温度設定値を高くする条件が必要であり、この条件設定にすることで加熱運転できることを確認した。
	県消費生活総合センター		(住居品)	
10	1. 12.23	婦人起毛コート (質感変化の原因)	<ul style="list-style-type: none"> ・外観検査 ・顕微鏡観察 ・測色試験 	相談品の質感変化は、表面荒れが主な原因であり、生地 of 滑らかなフェルト質感が毛羽立ちと毛羽が絡んだ形状に僅かではあるが変化したためと推測される。着用回数が 3 回で着用中に両袖や裾縁以外のコート全体に表面荒れが発生したとは考え難く、コートの衿や背中全体の僅かな表面荒れは、クリーニング工程で何らかの力学的な擦れ作用を受けた可能性があると考えられる。洗濯表示に従ってクリーニングしたのかは不明であるが、この程度の質感変化は避けられない許容範囲であるのかを特定することは出来なかった。
	県消費生活総合センター		(クリーニング・被服品)	
11	2. 1.18	ゲーム機用コントローラー (スティックヘッドの破損原因)	<ul style="list-style-type: none"> ・外観検査 ・スティックヘッドの素材鑑定 ・顕微鏡による外観及び破面観察 	スティックヘッドの破損は、ジョイスティックレバー操作時、繰り返しの力がスティックヘッドの軸部分の先に加わったために、徐々に亀裂が進行する疲労破壊が原因であると考えられる。相談品のスティックヘッドは、軸部分の形状から推測すると、もともと消耗品的な考えで設計されているのかは分からないが、使用頻度が多くなると取り替えるべきものなのかを商品テストで判断できなかった。
	小牧市消費生活センター		(教養・娯楽品)	
12	2. 2.23 (危害)	折りたたみ椅子 (座面固定部の破損による怪我)	<ul style="list-style-type: none"> ・外観検査 ・破面観察 	事故原因は座面をフレームバーに固定する右フックの溶接部に金属カスが混入する溶接不良があったためである。その箇所破損が発生し、座面に荷重が加わったときに、左右のフック部が動くようになり、徐々に亀裂が発生したものと考えられる。最終的に左フック部が破断して座面が傾いたために、右フック部が引きちぎられ、座面が落下したものと推定される。
	県消費生活総合センター		(独)製品評価技術基盤機構中部支所にて原因究明 (住居品)	
13	2. 2.27	婦人起毛コート (質感変化の原因)	<ul style="list-style-type: none"> ・外観検査 ・顕微鏡観察 ・測色試験 	相談品は背中下の着座部分を除けば、毛玉発生や毛羽の絡みなどの表面荒れは認められなかった。従って、クリーニング後にコートの風合いが変わったのは、表面荒れが原因ではなく、製造時に使用された風合い調整剤がクリーニングで除去されたことが大きく影響していたと考えられる。
	県消費生活総合センター		(クリーニング・被服品)	